

# 動物看護職制度在り方検討委員会（小動物臨床部会個別委員会） 認定齊一化検討小委員会・ 統一カリキュラム策定検討小委員会合同会議議事概要

I 日 時 平成22年3月1日(月) 13:30 ~ 16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

## III 出席者

【委員】 認定齊一化検討小委員会委員  
(五十音順)

井上 留美	日本動物衛生看護師協会副会長
太田 光明	日本動物看護職協会副会長
(森 裕司	日本動物看護職協会会長代理)
会 亀 昭夫	全日本獣医師協同組合理事長
齋藤 みちる	日本動物看護職協会理事
(松原 孝子	日本動物看護職協会副会長代理)
桜井 富士朗	日本動物看護学会理事長
下 藪 恵子	全国動物教育協議会会長
生子 哲男	日本小動物獣医師会副会長
原 大二郎	日本動物病院福祉協会専務理事
福 所 秋雄	全国動物保健看護系大学協会会長
細井戸 大成	日本獣医師会理事

## 統一カリキュラム策定検討小委員会委員

井上 留美	日本動物衛生看護師協会副会長
太田 光明	日本動物看護職協会副会長
(森 裕司	日本動物看護職協会会長代理)
大橋 文人	日本獣医師会日本小動物獣医学会会長
齋藤 みちる	日本動物看護職協会理事
(松原 孝子	日本動物看護職協会副会長代理)
下 藪 恵子	全国動物教育協議会会長
福 所 秋雄	全国動物保健看護系大学協会会長
細井戸 大成	日本獣医師会理事
(欠席委員)	
西原 眞杉	日本獣医学会理事長

## 【農林水産省】

栗 栖 輝 光 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（小動物獣医療担当）

## 【日本獣医師会】

山 根 義 久（会長）、中 川 秀 樹（副会長）、  
大 森 伸 男（専務理事）

## IV 議 題

- 1 動物看護職制度在り方検討委員会における小委員会の設置について（説明）
- 2 座長の選任（協議）
- 3 動物看護職制度の確立に向けて（協議）
- 4 その他

## V 会議概要

- (1) 会議の冒頭、山根会長から挨拶があった。概要は次のとおり。

本日は多忙な中、出席いただいたことに感謝する。

昨年4月に一般社団法人日本動物看護職協会が設立されてから約1年が経過した。

5つの認定団体が統一認定については、すでに各団体にも了承いただいているが、関係者が一丸となって進めていかなければならない。

まずはノウハウを持っている認定団体の力添えをいただき、統一試験の実現を目指すことになるが、統一試験は公明正大でなければならず、いずれ国家資格を目指すのであれば中途半端なことはできない。日本獣医師会は、あくまでも側面的な立場から支援を続けていく所存である。

- (2) 続いて、事務局から各委員の紹介が行われた。

### 1 動物看護職制度在り方検討委員会における小委員会の設置について（説明）

資料に基づき、事務局から、動物看護職制度在り方検討委員会における小委員会の設置について説明された。

小委員会の進め方等について、大要以下の意見交換があった。

- (1) 本来であれば、まずは動物看護職の現場に望まれる業務内容を特定し、それに必要な教育内容を決定し、それを精査する試験があるべきである。目的地がはっきりしている方が教えやすく、周囲の理解も得られやすい。
- (2) あるべき論だと、いつまで経っても実現しないので、まずは認定5団体で実施している現状の試験内容を精査し、それをアベレージとして、そのまま使用するのか、更に水準を上げるのか、検討した上で、全国的な統一試験の実現を最優先に目指す。  
教育カリキュラムについては、暫定的にその試験に合うものを策定する。
- (3) 5団体以外に認定試験を実施している団体等については、排除ではなく連携の方向で検討を進めていく。
- (4) 現状の試験レベルはそのまま国家試験にはなり得ないので、まずは現状の平準化を行い、その上で、将来の国家資格化のために、統一試験の水準の段階的な引き上げが必要であると思われる。

## 2 座長の選任（協議）

- (1) 認定斉一化検討小委員会座長に、森 裕司委員、統一カリキュラム策定検討小委員会座長に、福所秋雄委員が、それぞれ全会一致で承認された。
- (2) 森座長が欠席の間は、太田動物看護職協会副会長が代行を務めることが、全会一致で同意された。

なお、本合同委員会では、細井戸委員長が議事進行を務めることとされた。

## 3 動物看護職制度の確立に向けて（協議）

- (1) 先ず、各委員から提出された資料を基に、事務局内で整理した資料「動物看護職の各認定団体による養成・認定内容等取りまとめ結果」が示され、以下の削除、修正、追加資料の配布があった。

ア 「4 動物看護職養成施設の養成カリキュラム」のヤマザキ動物専門学校のうち、動物美容学科は動物看護職に係る学科ではないので削除された。

イ 「5 動物看護職養成施設の施設・設備」について、ヤマザキ動物専門学校は、該当する施設・設備は全て所有している旨が追記された。

ウ 一般社団法人全日本動物専門教育協会の認定ライセンス取得者数についての資料が下園委員から追加配布された。

- (2) 続いて、前述の資料「動物看護職の各認定団体による養成・認定内容等取りまとめ結果」と、資料「動物看護職制度の在り方に関する論点整理」のうち、「2 動物看護職の高位平準化対策（民間養成・認定の統一的実施に向けて）」を基に、協議が行われた。

- (3) 統一認定試験の実施に向けて

ア 実施主体

(ア) 「統一認定試験は、現在5団体で実施している民間認定を平準化するためのものとし、試験を統一するものと考えてよいか。」については、「良い」とされた。

(イ) 「実施主体は現在の民間認定5団体から独立したものとすべきか。具体的にどのような組織であるべきか。」については、以下の様な意見が出され、結論はWG内の協議にゆだねることとされた。

- a 公平性を保つため、5団体のうちどこか1箇所でやるわけべきではない。
- b 赤字等、経営責任が生じた場合、対応できる体制を築かなければならない。
- c 国家資格となった時に社会的に認知される団体でなければならない。
- d 過去の実績・ノウハウを持った5団体でまとまって、公正性のある別組織を作るのが、国家認定への移行も考慮すると、一番良いのではないか。
- e 今から6月までに5団体で新組織を立ち上げるよりは、既存の組織が実施する方が現実的ではないか。
- f プレテストを実施した実績を踏まえ、また、5団体以外の組織ということを考慮して、日本動物看護職協会で実施するのは如何か。
- g 看護職協会が実施主体となった場合、職能団体が自らの資格をを認定する事にな

り、社会から受け入れられにくい。

h 日本獣医師会が取りまとめ役となって5団体が参集することとしてはどうか。

i 日本獣医師会が仮に実施するとしても、動物医療業界の発展のために、既存の認定団体業界からの強い要望を受けて行うものであり、まず、業界団体で十分な合意を得たうえで、日本獣医師会内の議論に付すべきである。

(ウ) 「民間認定団体、養成施設は、実施主体に対してどのような支援・協力を行うべきか。」については、実施主体が未定ではあるが、認定団体は費用面、運営面（試験問題の提供等）、養成施設は、運営面（学生の試験受験促進、会場提供等）で支援・協力すべきではないかとされた。

(エ) 5団体は本日の協議内容を持ち帰り、内部で方向性を統一してもらおう。

## イ 受験資格

(ア) トライアルでは明確に定義しないで高卒程度でくくっておいてはどうか。

(イ) 国家認定の段階では専門教育は必要である。

(ウ) 統一認定、国家認定の両者において、現職の動物看護師に対する救済措置は必要である。

(エ) 認可校・無認可校のレベルの差は顕著だが、学校の種類を問うのは難しい。

(オ) 統一的な資格認定試験をする以上、受験資格については、一定のカリキュラムの終了と受験資格に足る資質の評価は最低限必要とする。これをやらないということでは、認定試験は成立しないと考えた方が良い。

(カ) 今後の小委員会で協議、決定することとされた。

## ウ 出題内容・方式

(ア) 「現在、それぞれの民間認定団体が行っている試験の水準を具体的にどのようにして統一するか（どの科目を出題の範囲とし、どのレベルの問題を出題するか。）。」については、現在の5団体が過去に出題した問題を集めて精査することとされた。

(イ) その他は、今後の小委員会で協議、決定することとされた。

## エ 実施方法と費用負担

(ア) 公正性を保つには、全国で一斉に同じ時間で行わなければならない。

(イ) 学校に認定団体関係者を派遣して試験監督を行う必要がある。

(ウ) CBTに係る費用については試算を行った上で実現可能か検討する。

## オ 採点・評価

(ア) 採点は実施主体が行う。

(イ) 合否判定には、正答率の低い設問を除外した得点を用いるべき。

## カ 資格付与と費用負担

(ア) 資格付与は実施主体が行い、現在の民間団体は認定しないこととされた。

(イ) 資格付与後の有資格者の管理は登録団体として動物看護職協会が行うこととされ

た。

(ウ) 資格認定に係る費用は資格を得るものが負担する（受益者負担）こととされた。

キ 統一認定試験実施までのスケジュール（案）

(ア) WGにおける統一認定試験実施のための検討（上記ア～カについて）と本委員会への報告については、平成22年7月を目途に行うことが確認された。

(イ) 平成25年2月に第1回統一認定試験を実施することについては、異議なく了承された。

(ウ) その間のトライアルの実施方法等については、5団体、福所委員、下菌委員から、太田座長代理へ意見をそれぞれ提出し、小委員会で検討、決定することとされた。

(4) 養成カリキュラムの統一

ア 座長には福所委員が選任されたが、下菌委員は、専門学校協議会として副座長的な立場で検討に加わることとされた。

イ まずは、現状実施されている認定試験・カリキュラムの内容を基に、最初の統一認定試験の出題範囲に沿ったカリキュラムを精査し、策定する。その後、国家資格化に耐えうるカリキュラムについて、ある程度時間をかけて検討を進めてゆくこととする。

ウ 国家資格化に向けたカリキュラムは、動物医療を支えるスタッフとして身につける知識、技術の内容を考慮すると、3年間の履修期間が必要ではないかの意見があった。

エ 動物専門学校では、毎年4月頃には、翌年度の募集が始まるので、カリキュラムに合わせて修業年数を延長する場合、早目の周知が必要との意見があった。

オ 農林水産省が、動物看護師が行う獣医療行為の定義を明確にしないと、実技の必要性の範囲についての検討は難しいとの意見があった。

## V まとめ

(1) 細井戸委員長より以下のとおりまとめられた。

ア 本日の協議事項については、認定団体間、教育機関関係者間でも、情報を共有し、よく話し合っていたきたい。

特に、論点整理の「統一認定試験の実施に向けて」における、実施主体、受験資格、出題内容・方式、実施方法と費用負担、スケジュール等のそれぞれの項目について、5団体、福所委員、下菌委員は内部の意見をまとめて事務局に送っていただき、それを元にWGでの検討をお願いしたい。

イ 当面、この委員会をベースに関係団体や養成校がやらなければいけないのは、①動物看護職協会の1人立ち。このための組織整備と活動運営に対する自らの取り組みと関係団体等による支援協力。これと②統一認定試験の完備に向けての方向性の合意と内容の整備である。次回委員会には、統一認定試験についての基本的考え方のフレーム

ワークを提示することとしたいが、その前提として統一認定試験制度に向けての各団体での腹積もりをしっかりと決めておいていただきたい。

ウ 次回は4月から5月半ばには行いたい。

(2) 会議の最後に、中川副会長から以下のとおり挨拶が行われた。

長時間、休憩もなしに総論から各論まで、いろいろな意見をいただいたことに感謝している。日本獣医師会は、獣医事に係る身近な職種である動物看護職を国家認定していただき、国民の期待に応えられる様な獣医療体制を作るため努力していく。そのプロセスとして、まずは統一認定試験の実施に向けて、結束し協力いただけるとされた5団体には大きな力添えを期待しているので、よろしくお願ひしたい。